

英米契約法における意思表示の不一致

木 下 毅

第1章 問題の所在

1. 昭和19年6月28日、大審院は、生糸製造権の売買契約に関し、全国製糸業組合からの補償金が代金中に含まれているか否かにつき、買主は、契約文言中に当然かかる約旨を包含しているものと解したのに対し、売主の方では含まれないものと思つて契約した事案につき、次の如く判示した。「本件契約ノ文言ニ付テハ当事者双方ニ於テ互ニ解釈ヲ異ニシ双方相異レル趣旨ヲ以テ右文言ノ意思表示ヲ為シタルモノニシテ兩者ハ契約ノ要素タルヘキ点ニ付合致ヲ欠キ從テ契約ハ成立セザリシモノト云ハサルヘカラス」と。

この判決をめぐって、一方では、本判決は、問題を純然たる意思主義の立場に立って判断したものであり、およそ現代の意思表示論を理解しないものと評する見解が通説的地位を占めているのに対し、⁽³⁾他方では、本件を、無意識的不合意を正面から認めた重要な先例として評価する少数説もみられる。⁽⁴⁾

通説の見解を代表する我妻説は、「合意が成立するかどうかは、表意者の内心の効果意思とは無関係に、あくまで表示行為の客観的な意味によって判断される」として、⁽⁵⁾かなり徹底した表示主義的立場をとる。

(1) 大判昭和19年6月28日民集23巻387頁。

(2) 前掲判決(註1)394頁。

(3) 判民昭和19年度29事件(川島評釈)。川島武宜「民法総則」286頁(1965)。

(4) 内池慶四郎「無意識的不合意と錯誤との関係について」慶応大学法学研究38巻189頁(1965)。わが民法では、錯誤の法的効果は無効であり(民法95条)、錯誤を理由として無効を主張する者に、相手方に対して信頼利益だけの賠償をする責任を課することは、解釈としては無理であろう(我妻栄「債権各論上巻」41頁(1954);同「民法総則」303頁(1930, rev. ed. 1965); 鳩山秀夫「債権法におけ

る信義誠実の原則」96頁(1955))と解されているため、法的効果の上では、錯誤も意思表示の不一致も大差がない。これに対し、アメリカ法においては、錯誤は取消(または解除)原因であり、かつ、その取消権行使には相手方の信頼利益を補償すべき義務を負うこともあることから、両者を区別する実益がある。イギリス法においても、コモン・ロー上の錯誤の法的効果は無効であるが、エクィティ上は取消であるため、これまた実益がある。

(5) 我妻栄「債権各論上巻」55頁以下。

2. しかし、かかる徹底した表示主義ないし客観理論 (objective theory) を適用することから生ずる困難性は、次のようなイギリスの事件において顕在化する。「ボンベイ港からピアレス号本船渡しにて到着」の船荷(棉花)の売買を扱った事案において、ボンベイ港からロンドン港へ向けて出帆するピアレス号という名称の船舶が、契約締結時にボンベイ港にたまたま2隻停泊しており、Xは12月に同港を出帆する予定の船舶に積載してあった棉花を引き渡す意思であったが、これに対し、Yの方では10月に同港を出帆する船舶の棉花の引渡を受ける意思であり、売主Xと買主Yとがそれぞれ別の船舶の棉花を考えていたため、Yが12月到着の棉花の受領および代金支払を拒絶したというラップルズ対ウィッケルハウス事件⁽⁶⁾がそれである。この事件において、XはYの債務不履行に基づき損害賠償の請求をしたところ、Yは、本件には隠れた不明確性があり、意思の合致 (concensus ad idem) がなく、したがって拘束力ある契約は存在しない、と抗弁したのに対し、イギリスの財務裁判所は、Yの抗弁を入れて、全裁判官一致の意見でY勝訴の判決を下した。

(6) Raffles v. Wichelhaus (1864), 2 Hurl & C. 906, 159 Eng. Rep. 375.

3. 右の事件は、わが国の通説的見解に立つと、どのように解されることになるであろうか。この問題に対する回答は、約束の拘束力の源泉ないし根拠を、「意思(の合致)」に求めるか否かによって、異なってこざるをえない。本稿は、客観理論を基調とする英米法の中でも、比較的意思主義ないし主観理論 (subjective theory) 的傾向の強いイギリス法と、表示主義ないし客観理論的傾向の強いアメリカ法とを対照的に取り上げることにより、わが国の意思表示の不一致ないし無意識的不合意に関する問題の解決に一つの示

唆を与えることを目的とする。

第2章 主観理論と客観理論

大陸法においては「意思主義」ないし「私的自治の原則」からの要請として、契約が有効に成立するためには、意思の合致が必要であって、意思の表示の合致だけでは足りない、とされてきた。すなわち、伝統的には、意思の不一致は契約を不成立とする、とされてきたのである。⁽¹⁾ 英米法においても、18世紀末から19世紀前半にかけて、契約が成立するためには「意思の合致」(meeting of minds) がなければならない、すなわち、相互的同意の表示と区別された内心的同意を必要とする、という有力な説が存在していた。⁽²⁾ 特にかかる傾向は、サヴィニー (F. C. von Savigny) の影響を受けたイギリスの学者、⁽³⁾ 就中、ポロック (F. Pollock) およびアンソン (W. R. Anson) ⁽⁴⁾ において顕著に見られた。

かかる傾向に対し、19世紀におけるゲルマニズム運動を背景として、コモン・ローに伝統的な約因法理 (consideration theory) に基づく客観理論への復帰を高調したのは、アメリカのホームズ (O. W. Holmes) であった。1881年に出版された彼の唯一の体系書である「コモン・ロー」 (The Common Law) は、⁽⁵⁾ かかる動機から書かれたものといわれている。ホームズによれば、「契約の成立は、二つの意思 (minds) が一つの意思 (intention) において合意することではなく、二組の外的表示の合意に、すなわち、両当事者が同じものを意味したことではなく、両当事者が同じことを述べたことに、⁽⁶⁾ かつかかっている」とする。かかるホームズの客観理論の立場は、ラーニッド・ハンド (L. Hand) 裁判官の「契約は、厳密に言えば、両当事者のパーソナルな、すなわち、個人的な意思とは少しも関係がない。契約とは、法の単なる強制により、両当事者のある行為、通常はある知られた意思に付随しかつそれを表わす文言に対して課せられた債務である」⁽⁷⁾ とする判決意見のなかに、その最も顕著な表現を見出すことができる。かかる客観理論は、英米契約法について最も権威ある学者の一人とされているウィリントン (S. Williston) に

より承継され、「両当事者の文言および行為は、それ自体、契約責任 (contractual liability) の基礎であり、法によって必要とされている内心的態度 (mental attitude) の証拠ではない。同意それ自体ではなく、相互的同意の表示が契約上の責任の本質である」とされるに及んで、アメリカ契約法におけるオーソドックス的な地位を獲得するに至った。そして、かかる客観理論は、主として彼の起草にかかる1932年の契約法リステイメント (Restatement of the Law of Contracts)⁽⁹⁾ において結晶化されるに至ったとみられる。

イギリス法も、20世紀中葉以降には、表示主義ないし客観理論的傾向を強化してくるが⁽¹⁰⁾、アメリカ法の場合に比して、相対的には、意思主義ないし主観理論的傾向がいまだに強い⁽¹¹⁾。

かかる両者の差異を前提として、次に、イギリス法およびアメリカ法のそれぞれの場合における意思表示の不一致の事例について、考察することとしたい。

- (1) 星野英一「現代における契約」現代法8・216頁(1966)。フランスでは、今日でも契約とは、二つの意思の合致と定義され、B. G. B. § 154にもこの点の明文がある。
- (2) S. Williston, Freedom of Contract, 6 Cornell L. Q. 365, 368 (1921); Cookev. Oxley, 3 T. R. 653(1790); Adams v. Lindsell, 1 B. & Ald. 681 (1818).
- (3) G. C. Cheshire & C. H. S. Fifoot, the Law of Contract 20 (1945, 5th ed. 1960).
- (4) F. Pollock, Principles of Contract: The General Principles concerning the Validity of Agreements in the Law of England 3 (1875); W. R. Anson, Principles of the English Law 253 (1879, 21st ed. 1959). アンソンは、契約成立の要件として、両当事者の同意の真実性 (genuineness or reality of consent) を説く。
- (5) O. W. Holmes, The Common Law (1881). 同書の Howe's ed. における Howe の解説参照。
- (6) Holmes, The Path of the Law, in Collected Legal Papers 178(1897).
- (7) Hotchkiss V. National City Bank, 200 Fed. 287, 293 (S. D. N. Y. 1911).
- (8) Williston, Mutual Assent in the Formation of Contracts, 14 Ill. L. Rev. 85, 87 (1919).

- (9) Restatement of the Law of Contract §§ 20, 75 (1932).
- (10) per Denning L. J. in *F. E. Rose (London), Ltd. v. W. H. Pim Jr. & Co., Ltd.*, [1953] 2 Q. B. 450 (C. A.); “the most forcible expression of the ‘objective’ theory of contract that have yet fallen from an English judge.” G. Williams, *Mistake and Rectification in Contract*, 17 Mod. L. Rev. 154 (1954).
- (11) W. R. Anson, *Principles of the English Law of Contract* 7~8 (1879, 21st ed. 1959); G. C. Cheshire & C. H. S. Fifoot, *The Law of Contract* 93~94 (1945, 6th ed. 1964).

第3章 イギリス法における意思表示の不一致

1. コモン・ロー上、意思表示の不一致を理由として合意の成立を否認した古典的先例として、XY両当事者の大麻仲買人であった訴外Aが、誤ってXにピーターズバー (Petersburgh) 大麻の売渡証書を与え、Yにリガ・ライン (Riga Rhine) 大麻の買受証書を与えたため、合意に相互性 (mutuality) がなく、同一物を売買する合意は成立しない、と判決したソントン対ケンプスター⁽¹⁾事件がある。

このように、両当事者の意思表示の間に齟齬がある場合、大陸法においては、意思表示の不一致 (Dissens) を理由として、外見上の合意は無効とされるが、これに対し、イギリス法上は、禁反言 (estoppel) の法理によって、実際上大きな制限を受けることがある。すなわち、「当事者の現実の真意がどのようなものであれ、相手方の申し出た契約条項に同意したものと、合理的人間であれば信ずるように行為し、相手方がそのように信じて契約するにいたった場合には、そのように行為した者は、相手方の契約条項に合意する⁽²⁾意思を有したかのごとく拘束されることになる」のである。

たとえば、YがXに対しパブ (public house) を年額63ポンドにて賃貸する旨書面にて申し込み、XはYの使用人と面会した後手紙でその申込を承諾したという場合において、Yは家賃のほかに500ポンドの権利金 (premium) をとるつもりであり、Xと面会したYの使用人がそのことをXに話してあると信じていたところ、実際には話していなかったという事案において、裁判

所は、外見上成立した契約は有効である、と判示した。⁽³⁾同様に、YがXに対して「Star of the East' 本船渡し」と証書に記載されている百箱の茶を見本売買にて譲渡したところ、後になってYは、箱詰の茶よりも品質の劣った全く異なった茶の見本を提出したことに気付いたという事案においても、契約は有効である、と判示されている。⁽⁴⁾以上の事件は、いずれもコモン・ロー上の事案であるが、エクイティ上も同様の傾向が見られる。パブの競売にあたって、最高価競買申出人Yは、その主人Xが長年にわたって占有していた隣りの土地も、競売の目的物に含まれていると信じて競買の申出をしたところ、当該隣接地は賃借地であって競売の目的物に含まれておらず、競売の明細書にも表示誤りないし不明瞭な点がなかった事案において、裁判所は、申し出た価格で競売の目的物となっていた土地についての売買が成立したものとして、その特定履行 (specific performance) を命じている。⁽⁵⁾このように、禁反言の法理は、錯誤に責ある当事者に責任を課すことにより、同意の不注意な表示を避けるための有力な誘因をつくりあげてきた。⁽⁶⁾

(1) Thornton v. Kempster, 5 Taunt. 786, 128 Eng. Rep. 901 (1814).

(2) Smith v. Hughes (1871), L. R. 6 Q. B. 597, 607.

(3) Wood v. Scarth (1858), 1 F. & F. 293, 175 Eng. Rep. 733.

(4) Scott v. Littledale (1858), 8 E. & B. 815; 27 L. J. (Q. B.) 201.

(5) Tamplin v. James (1880), 15 Ch. D. 215, 221 (C. A.).

(6) F. Kessler & E. Fine, *Culpa in Contrahendo, Bargaining in Good Faith, and Freedom of Contract: A Comparative Study*, 77 Harv. L. Rev. 401, 433 (1964).

2. しかしながら、かかる禁反言の法理に基づく表示主義ないし客観理論的傾向にもかかわらず、第1章の問題の所在において指摘したラッフルズ対ウィッケルハウス事件⁽⁷⁾においては、申込と承諾とが外観上は合致しているが、両当事者の意思の不一致があったため、契約は不成立とされた、と解される。というのは、被告の訴訟代理人が、本件には隠れた不明確があるから意思の合致がなく、したがって拘束力ある契約は存在しない、と論じたのに対し、裁判所は、全然理由を述べずに被告勝訴の判決をしているからである。このように、イギリス法上は、意思の合致がないと解される場合に、契約の成立

を否認する傾向が、18世紀末から19世紀にかけて看取されうる。

かかる傾向は、意思表示の手段として電報を利用し、電報局の過誤によって相手方に誤った意思が伝達された場合につき、顕著に見られる。Yが“three rifles”の注文を電報で行なったところ、電報局の過誤により、Xの受けた注文は、“the rifles”と表示されており、それまでの交渉の経緯からみて“the rifles”は“fifty rifles”と解される事案であったヘンケル対ペイブ事件⁽⁸⁾において、財務裁判所のケリイ首席裁判官(Kelly C. B.)は、発信人は電報局の過誤によって責任を負わされるべきではない、と判示した⁽⁹⁾。

同様に、一方当事者が相手方に不注意に配列した暗号でケーブルによる申込をしたため、暗号が意味をなさなかったにもかかわらず、相手方の方でもその暗号を解くのに過失があったため別の意味にとり、かかる過誤による同意に基づいて、オーストラリアからイギリスへ向かう船の代りに、フィジー・アイランドからバルセロナに向けて船を配送したという事案のファルク対ウィリアムズ事件⁽¹⁰⁾においても、枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council)のマクノートン卿(Lord Macnaughton)は、両当事者に過失が存在していたことを理由として、いずれの当事者も相手方を契約によって拘束することはできない、と判示した。

右の事案からも示唆されるごとく、イギリス法は、禁反言の法理に基づく表示主義ないし客観理論的傾向にもかかわらず、意思の合致がない場合には、契約の成立を否認する傾向がかなり強く看取される。その点で、イギリス法には、意思主義の残滓がかなり強く見られるといえよう。

(7) *Raffles v. Wichelhaus*, 2 Hurl. & C. 906, 159 Eng. Rep. 375 (Ex. 1864).

(8) *Henkel v. Pape* (1870), L. R. 6 Ex. 7.

(9) ただし、裁判所は、三挺の銃の代価は請求しうる、とした。

(10) *Falck v. Williams*, [1900] A. C. 176 (P. C. 1899).

第4章 アメリカ法における意思表示の不一致

1. 以上のイギリス法における傾向に対して、アメリカ法における意思表示の不一致に対する傾向は、どうであろうか。この問題に対する回答は、第

1章の問題の提起において指摘したイギリスのラップルズ対ウィッケルハウス事件が、アメリカ法上どのように解されているかを考察することによって、その手懸りがえられると思われる。アメリカにおいても、これに類似する事案として、XY両当事者間に、“Prospect Street, Waltham”にある土地の売買契約が締結されたが、Walthamには同名のストリートが2つ存在しており、もしXYがそれぞれ同名の異なったストリートにある土地を内心にいただいていた場合には契約は存在しない、と陪審に説示したカイル対キャパナ一事件がある。

これらの事案は、伝統的には錯誤に関する事案として取り扱われてきたが、これに対し、ホームズは、「法というものは、当事者の内心の現実の状態とは関係がない。契約法においても他の場合と同様、法は外的事実⁽³⁾に訴え、当事者を行為によって判断しなければならない⁽⁴⁾」とする立場から、前の事件においてピアレス号が1隻しかなく、Yは「ペリー号」を内心の意思としては考えながら、錯誤により「ピアレス号」といった場合には、Yはそれによって債務を負ったであろう、とする。したがって、判決の真の理由は、各当事者が相手方とは異なった目的物を意思したからではなく、各当事者が異なった目的物を表示したからである、換言すれば、Xはあるものを申し込み、Yは他のものに対して承諾を表示したからである、と解している。

契約法リステイメントは、この同じ事件につき、次に示すような解決を試みている。⁽⁷⁾第1に、Xがピアレス号という名称の船舶が2隻存在している事実を知り、または知らないことに過失があり、Yはその事実を知らず、または知らないことにつき過失がなかった場合、第2に、逆の場合、第3に、両当事者とも右の事実を現実⁽⁵⁾に知っていたか、または知りうべき理由があった場合、第4に、両当事者とも契約締結当時その事実を現実⁽⁶⁾に知らず、または知りうべき理由もなかった場合の4つの場合を想定し、第1の場合には、Yの考えていたピアレス号の物品について契約が成立し、第2の場合には、Xの考えていたピアレス号の物品について契約が成立し、第3および第4の場合には、契約は原則として成立しないが、XYとも同じ船舶を考えていた

ときは、その船舶の物品について契約が成立するとする。ラッフルズ対ウィッセルハウス事件が、この第4の場合にあたることは、いうまでもない。⁽⁸⁾

ところで、この事件に関するホームズの解釈は、ピアレス法準則の適用をかなり限定化することになり、逆に、リステイトメントの決定規準は広汎にすぎる、とする批判が見られるが、⁽⁹⁾アメリカ統一商事法典 (Uniform Commercial Code) は、着船渡しという条項がある場合には、「別段の合意がないかぎり、特定の船舶を限定したのではなく、指定された仕向港におけるその種類の物品が通常荷揚される場所に到達した船舶からの引渡を要する」⁽¹⁰⁾と規定し、客観的解決を試みていることが注目される。

アメリカ法におけるかかる表示主義ないし客観理論的傾向は、意思表示の手段として電報を利用し、電報局の過誤によって相手方に誤った意思が伝達された場合につき、顕著にみられる。かかる客観理論を適用した極端な事例は、木材売却に関する申込の電報依頼文に、代価を“two ten net cash”と記載したところ、相手方に配達された電文には“two net cash”と記載されていた場合における契約の成立の問題に関し、これを積極的に解したエイヤー対ウェスタン・ユニオン電報会社事件に象徴される一連の事件である。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾右の事件において、メイン州最高裁判所は、通信手段を選択した当事者が、かかる場合の損失の危険を負担するという法理に基づいて、合理的期待を発生させた側に契約責任あり、と判示した。⁽¹³⁾これらの事件にみられる表示主義的ないし客観理論的傾向は、前述のイギリスのヘンケル対ペイズ事件と対比すれば、⁽¹⁴⁾きわめて顕著に看取することができよう。

(1) *Raffles v. Wichelhaus*, 2 Hurl, & C. 906, 159 Eng. Rep. 375 (Ex. 1864).

(2) *Kyle v. Kavanagh*, 103 Mass. 356 (1869).

(3) 英米契約法においては、いわゆる無意識的不合意とか意思表示の不一致と呼ばれている問題は、伝統的には錯誤の一分野とされてきたが (F. Pollock, *Principles of Contract* 392 (1875, 13th ed. 1950), 最近では、両者の差異を前提として、前者の場合を不合意 (misunderstanding) とし、錯誤 (mistake) と区別しようとする傾向がみられる (R. R. Foulke, *Mistake in the Formation*

- and Performance of a Contract, 11 Colom. L. Rev. 197, 208 (1911); J. P. Dawson & G. E. Palmer, Cases on Restitution 688 (1958). これに対して G. C. Cheshire & C. H. S. Fifoot, The Law of Contract 204~206 (1945, 6th ed. 1964) は、意思表示の不一致の問題を、相互的錯誤 (mutual mistake) のカテゴリーに包摂する。
- (4) O. W. Holmes, The Common Law 242 (1881, Howe's ed. 1967).
- (5) Id.; per Mitchell, J. in Stong v. Lane, 66 Minn. 94, 68 N. W. 765 (1896).
- (6) Holmes, The Theory of Legal Interpretation, 12 Harv. L. Rev. 417, 418 (1899).
- (7) Restatement of the Law of Contracts § 71, illustration 1 (1932).
- (8) Id., 2nd, § 21 A は、「誤解による不合意」に関して、次のように条文化している。「両当事者が表示に対し実質的に異なった意味を付与し、かつ、(a)両当事者とも、相手方によって付された意味を現実知らず、もしくは、知るべき理由もなく、または、(b)各当事者が、相手方によって付された意味を現実知っており、もしくは、知るべき理由がある場合には、交換に対する相互的同意の表示はない。」(1項)。「(a)一方当事者は、相手方によって付された異なる意味を知らないが、しかし、相手方は、右当事者によって付された意味を知っている場合、または、(b)一方当事者は、相手方によって付された異なる意味を知るべき理由はないが、しかし、相手方は前者によって付された意味を知るべき理由がある場合には、両当事者の表示は、両当事者の一方によってその表示に付された意味にしたがって、法的拘束力が生ずる。」(2項)。
- (9) W. F. Young, Equivocation in the Making of Agreements, 64 Colum. L. Rev. 619, 646 (1964).
- (10) Uniform Commercial Code § 2-322 (1962 Official Text).
- (11) Ayer v Western Union Telegraph Co., 79 Me. 493, 10 A. 495 (1887).
- (12) Des Arc Oil Mill, Inc. v. Western Union Telegraph Co., 132 Ark. 335, 201 S. W. 273 (1918); Western Union Telegraph Co. v. Chappelle, 180 Ark. 422, 21 S. W. 2d 964 (1929); Western Union Telegraph Co. v. Flint River Lum.ber Co., 114Ga. 576, 40 S. E. 815(1902); Wilson v. M. & N. W. R. Co., 31 Minn. 481, 18 N. W. R. Co., 31 Minn. 481, 18 N. W. 291 (1884); Haubelt Brothers v. Rea & Page Mill Co., 77 Mo. App. 672 (1899); J. L. Price Brokerage Co. v. Chicago, B. & Q. R. Co., 199 S. W. 732 (1917).
- (13) ただし、Germain Fruit Co. v. Western Union Telegraph Co., 137 Cal. 598, 70 P. 658 (1902). キャリフォルニア州の果実会社Xが、コロラド州の

同業者訴外Aからオレンジの価格につき照会を受けたので、“Riversides, two sixty”と打電したところ、相手方に到達した電文には、“two”が脱落していたため、Aは、“\$1.60”と解して各オレンジを二貸車分注文し、Xは注文通りに出荷し、一箱当たり“\$2.60”の代金を請求したところ、Aは一箱当たり\$1.60以上の支払を拒絶した。そこでXは、やむなくY電信会社に対し、代金の差額の損害賠償を請求したのが、本件である。裁判所は、Aは当時市場価格が\$2.60位であることを十分知りうべきであったとし、かかる場合に照会もすることなく荷物を受領することは正義に反するという理由で、XはAに\$2.60請求しうるのであり、したがって、Y会社には損害賠償の責任なし、と判示した。Buck v. Equitable. Life. Assur. Soc. of the United States, 96 Wash. 683, 165 P. 878 (1917); Hardman Lumber Co. v. Keystone Mfg. Co., 86 W. Va. 404, 103 S. E. 282 (1920) も同様の事例である。なお、Central of Georgia Ry. Co. v. Gortatowsky, 123 Ga. 366, 51 S. E. 469 (1905) をも参照。

(14) Henkel v. Pape (1870), L. R. 6 Ex. 7.

2. かかる傾向は、意思の合致は存在するが、表示が不一致の場合の取扱いに、より顕著にみられる。契約法リステイトメントによれば、Xが、Yに対し、Xの馬を100ドルで売る申込をし、YはXが「馬」と言ったのは、実は「牝牛」の言い損いであることを知って承諾した場合、XY間には馬についても牝牛についても契約は成立しない、とされている。⁽¹⁵⁾ すなわち、アメリカ法における伝統的な客観理論は、意思の合致があったとしても合意の表示が一致しない場合は、契約の成立を否定する。

この点に関する争点の実際的重要性は、合衆国対ブラウンスティン事件⁽¹⁶⁾において端的に示されている。本件は、Yが干しブドウ約1万箱の買入れに関する入札の電報に“Offer ten cents per pound”と記載した申込をしたところ、Xは、右申込を承諾する旨および“10 cents per box”プラス運賃、税金を加えた合計“\$2,138.92”の小切手を送るよう返電したが、右合計額にX側の計算上の誤りがあったためそのまま放置しておいたところ、Xから再度“10 cents per pound instead of 10 cents per box... \$25,176.52 instead of \$2,138.92”と訂正した電報を受け取ったが、今度は合計額が1桁ずれていたため、再び放置しておいたという事実関係のもとで、XがYの債務不履行を訴えた事件である。合衆国地方裁判所は、「商議に関わりのな

い代価の表示は、電報の法的効果を確定しえず不明瞭なものとする。さらに、『承諾する』という文言の単なる使用は、伝達を自動的に承諾とするものではない⁽¹⁷⁾と判示して、Xの請求を棄却した。本件では、被申込者たるXの方では、Yの申込を無条件に承諾するつもりであったが、申込者をして承諾が条件付であると信じさせるような文言を用いている場合には、たとえ現実に意思の合致があったとしても、契約は存在しないとされた。この事件においては、事務的誤りが、承諾において繰り返されていた申込の内容を最初の申込の内容と異ならせる結果となったため、被申込者たるXに承諾の意思が存在し、しかも申込者Yは、この事実を現実に知り、あるいは少なくとも知りうべき立場にあったにもかかわらず、裁判所は、客観理論にしたがって契約の成立を否定したのであった。それ故、この事件は、極端な取引安全の理想に基づいて客観理論を適用した事例とみることができよう。ホームズ、ラーニッド・ハンド、ウィリントン等に典型的にみられる客観理論を厳格に適用すれば、かかる結論が得られることになるであろう。

(15) Restatement of the Law of Contracts § 71, illustration 2 (1932).

(16) United States v. Braunstein, 75 F. Supp. 137 (S. D. N. Y. 1947), appeal dismissed, 168 F. 2d 749 (2d Cir. 1948).

(17) Id. at 139.

3. しかしながら、かかる見方に対しては、アメリカの学者の間にも異論が見られ、ウィリントンと並び称せられる契約法の大家であるコービン (A. L. Corbin) は、契約締結のプロセスにおいて、両当事者の一方の現実のかつ証明された意思は、右当事者が故意または過失により相手方を誤解させ、損害を生ぜしめないかぎり、無視されるべきでない、と主張する。そして、もし相手方が、そのように誤解されない場合には、他の合理的または理解力のある文言の使用であればどのような表示を選び、あるいは、実際に用いられた表示がどのような意味をかかるとして第三者に対して伝達したであろうかは、重要ではない、とする。⁽¹⁸⁾かかるコービンの考え方は、客観理論に基づくアメリカ法においても、意思の合致がある場合には、当事者間の関係を考慮した上で、契約の成立を認めるべきことを示唆しているように思われる。

事実、表示主義ないし客観理論的傾向の顕著なアメリカ法においても、意思主義ないし主観理論的傾向を示す判例が少なからず存在している。かかる判例は、特に19世紀末から20世紀初頭にかけての時期に多く見られた。たとえば、Xの側では1日を昼夜に2分し、1日1ドル50セント、夜間同様、との条件で工場の番人となることを申し込んだところ、Yの方では1昼夜1ドル50セントの割合と解して右申込を承諾したため、合意欠缺を理由として契約を不成立とし、既履行の部分は不当利得返還の問題として解決したターナー⁽¹⁹⁾対ウェプスター事件、買主Xの方では、自からサード・アヴィニューの西側で調べた土地の区画を買ったと思っていたところ、売主Yが売りに出した土地は、通りの反対側である東側に位置しており、右売買の際、YはXに対し、Yの所有にかかる家屋はジョーンズ裁判官の家と同じ側に位置しているといったことが認定され、現にYの家屋はそれと同じ側にあったが、この程度の文言では買主たるXを印象づけるにはあまりにも不明瞭であるとし、誤解（両当事者とも善意）による不合意を理由として契約の成立を否定し、買主の支払った一時金100ドルの返還を認めたストング対レイン事件⁽²⁰⁾、Yの土地の上にトルコ風呂の建物を建てることを内容とした契約に建築技師である訴外Aが介入して詐欺を働いたため、Xが契約書に署名した時には、Yの署名がすでにあり契約価格が\$33,721となっていたが、Yが署名した時には、契約価格が\$23,200となっており、両当事者ともAの表示を信頼して信義にしたがい誠実に行動し、右建物が完成するまで詐欺の事実を知らなかったが、その完成後Xから差額の支払を請求したのに対し、「両当事者の内心の意思が、価格に関する合意において合致していなかった」として契約の成立を否認したヴィッカリイ対リッティ事件等⁽²¹⁾がそれである。

これらの事例に共通的にみられる点は、事実上意思の合致が存在していないことが明らかにされる場合は、一方当事者の文言や行為によって相手方が事実上誤解または誤解したことを知りうべき理由がないかぎり、裁判所は、当事者自身の理解とは異なった合意によって当事者を拘束するように判示する蓋然性は少ないということである。⁽²²⁾

ところで、右のストング対レイン事件においては、口頭でなされた合意の内容が争われたが、もし右の合意が書面化され、書面が売主によって所有されている土地を明示的に記述している場合は、有効な契約が存在すると判断される蓋然性がきわめて高い。その場合には文言はあきらかであり通常の意味にしたがって判断されるからである。⁽²³⁾そして、成立した合意の内容と表意者の意思のくい違いは、錯誤の問題となる。

この事件において裁判所は、ジョウonz裁判官と同じ側という程度の口頭の説明では、買主たるXを印象づけるにはあまりにも不正確であると判断し、かかる本件の特殊事実を前提とした上で「両当事者の意思は、契約の文言または契約条項に関して合致または合意していなかったが故に、法的拘束力ある合意は存在しない」と判示している。⁽²⁴⁾本件は、英米法に伝統的な客観理論にしたがって判断すれば、合意は成立していたと思われるが、裁判所は、客観理論を厳格に適用することが社会的に望ましくない結果に導くと思われる場合に、意思の不合致という英米法にとって「不名誉な主観理論」(the discredited subjectivist theory) に訴えて当事者間の関係を正義にしたがって妥当に解決している点が注目される。他方、ヴィッカリイ対リッティ事件においても、意思の合致理論を用いて契約の成立は否定したが、右建物の市場価格を\$33,499.30と認定し、市場価格を限度として原状回復という準契約上の法理に訴えてXの請求を認めている。⁽²⁵⁾このように、誤解による不合意が契約の成立を妨げる場合は、準契約(quasi-contract)上、提供した物品ないしはサービスの市場価格(market value)に対する原状回復を認めている場合が多い。

さらにまた、Xの方では、雌馬の売買に関し165ドルという意味で65ドルとって申込をしたところ、相手方は65ドルを額面通りに解して承諾し、それ以上の支払を拒絶したラブレイ対ダゲット事件において、⁽²⁶⁾イリノイ控訴裁判所は、「自然的正義にしたがって、目的物の定価に関し相互的錯誤が存在する場合には、いずれの当事者も拘束されない。契約当事者の内心の合致が存在せず、⁽²⁷⁾したがって売買は存在しない」と判示し、その理由づけとして、Y

が全く善意で行為していなかった点を指摘している。すなわち、本件では、実質的判断としては、敗訴当事者側に悪意があり、信義誠実が欠けていた点を強調している。同様に、Yの穀物倉庫の建築に関しXY間に契約が締結されたが、Xの方では、建築費に関してプラン1によると考えていたところ、その点が曖昧であったため、Yは当然プラン2によると考えていたフィールド・マーチン会社対フリューン・ミリング会社事件⁽²⁸⁾においても、ミネソタ州最高裁判所は、Yは善意でかつXの隠れた意思を知らなかったことを理由として、YはXの申込をプラン1よりもプラン2に言及していると解し、Xの申込はその点で曖昧さがあったとした。そして、「申込が承諾された場合には、申込者自身の曖昧な文言や行為の意味に関する申込者の開示されていない理解は、被申込者が申込者の開示されていない理解を知らずに、合理的にかつ善意で、申込者の意図したとは別の意味に右申込を解釈し、それを承諾したかぎりにおいて、重要ではない⁽²⁹⁾」と判示して、Xの請求を棄却した。本件における実質的判断は、敗訴当事者側に文言の使用につき過失の責めがあった点を強調している。以上の二事例は、当事者の一方に悪意ないし過失が存在する場合であるが、両当事者ともに悪意ないし過失のいずれも存在しない場合はどうであろうか。Xが米の業者であるYに対し、ホンジュラス米貨車1輛分の価格を指定するよう依頼し、これに対し、Yは「5.75ドル、当地FOB」と回答したので、Xは170俵の米を送るよう申し込み、Yは170俵送る旨承諾したが、米取引の慣行にしたがって価格は1バレルあたり5.75ドルであるとしたところ、米取引に精通していなかったXは、右申込を1俵あたり5.75ドルと解した（ちなみに、170俵は、195バレルを意味する）ケイジ対ブラック事件⁽³⁰⁾において、アーカンソー最高裁判所は、「両当事者は、代価の基礎を明確な契約条項で明示的に述べず、各自代価を異なって理解していた。両当事者は、一方当事者がある商品について申込をし、相手方がそれについて承諾したその価格に関し善意で相互的に錯誤したのであるから、契約の本質的要素に関して合意していない⁽³¹⁾」と判示し、Xの請求を棄却した。本件では、前の事件と異なり、両当事者とも信義誠実にしたがって行動していたこ

とを強調する。逆に、過誤に陥ったことが等しく両当事者の過失に基づく場合も同様の結果になる、と思われる。⁽³²⁾これらの事案は、いずれも意思の不一致という法的構成を、少なくともことばの構成としては用いているが、英米契約法上誤解による不都合とされた場合の実質的な理由づけとしては、関係理論的解決を試みている事案が多い。

以上を要するに、契約の存在または原状回復を否定する判決は、(1)敗訴当事者が信義誠実を欠き、または、(2)文言の使用等につき過失の責めがあったか、あるいは、(3)両当事者とも信義誠実にしたがって行動したか、または、(4)両当事者ともに過失があったという点を強調している。

このように、英米契約法においても客観理論の厳格な適用が社会的に望ましくない結果に導くと裁判所が判断する場合は、意思の合致の法理を適用することが必ずしも適切でない場合においても、その法理を信義誠実に基づいた解決の法的構成として用いてきた、ということができよう。英米法的に言えば、当事者間の一定の関係から法律関係を律していこうとする関係理論に基づいた解決ということになる。

- (18) 1 Corbin on Contracts §106 (1950). コービン³²は、さらに次の§107で、事実上、「意思の合致」が存在しないことが明らかにされる場合は、一方当事者の文言や行為によって、相手方が事実上誤解し、また、事実上誤解したことを知りうべき理由がないかぎり、裁判所は、当事者自身の理解とは異なった契約によって、当事者を拘束するように判示することはないであろう、と述べている。
- (19) *Turner v. Webster*, 24 Kan. 38 (1880), c. f. *Russell v. Clough*, 71 N. H. 177, 51 A. 632 (1901); *Tucker v. Preston*, 60 Vt. 473, 11 A. 726 (1887).
- (20) *Stong v. Lane*, 66 Minn. 94, 68 N. W. 765 (1896).
- (21) *Vickery v. Ritchie*, 202 Mass. 247, 88 N. E. 835 (1909).
- (22) 1 Corbin on Contracts §107.
- (23) *G. E. Palmer, Mistake and Unjust Enrichment* 9~10 (1962). c. f. *Fleischer v. McGehee*, 111 Ark. 626, 163 S. W. 169 (1914).
- (24) *Stong v. Lane*, op. cit. supra note 20.
- (25) *Hudson Structural Steel Co. v. Smith & Rumery Co.*, 110 Me. 123, 85 A. 384 (1912) も、本件に類する。この事件では、Xが甲ビルのみに関する建築

用鉄鋼材の作業に対して入札したところ、Yは、右入札はXが請負人となつていた甲乙両者のビルに関する作業をも含むと解していたが、明細書が不明確であつたため、他の契約者も建物の数に関し同様の錯誤に限り、Yはその錯誤を知っていた場合において、メイン州最高裁判所は、Xの入札価格が少額であることから、YはXに錯誤が生じたか否かに関し、問合わせを当然すべきであつたとし、Xは提供した労務と資材の市場価格を、準契約上請求しうる、と判示した。本件は、Yに信義誠実が欠けていた点を強調している。これらの事案に共通していることは、いずれも当事者間の関係が実質的に問題とされ、それに基づいた解決がなされている点である。重要なことは、裁判所が、判決においていかなる法的構成を用いたかということではなく、実際にどのような利益を保護する動機に基づいて、いかなる法的救済を与えたか、という点にある。したがって、判決が契約に基づくものであるか、準契約に基づくものであるか、ということは、二義的重要性を有するに過ぎない。

- (26) *Rupley v. Daggett*, 74 Ill. 351 (1874); c. f. *Dickey v. Hurd*, 33 F. 2d 415, 418, (1st Cir.), cert. denied, 280 U. S. 601 (1929); *Rovegno v. Defferari*, 40 Calif. 459 (1871).
- (27) *Rupley v. Daggett*, id. at 353.
- (28) *Field-Martin Co. v. Fruen Milling Co.*, 210 Minn. 388, 298 N. W. 574 (1941).
- (29) Id. at 298 N. W. 575.
- (30) *D. S. Cage & Co. v. Black*, 97 Ark. 613, 134 S. W. 942, (1911).
- (31) Id. at 97 Ark. 618~619, 134 S. W. 945.
- (32) c. f. *Falck v. Williams*, [1900] A. C. 176 (P. C. 1899).

4. アメリカ法は、当事者の主観的な意思の合致は契約の成立に必要でない、という基本的立場をとりながらも、右に考察してきたように、誤解による不合意のある場合を認め、契約法リステイトメントは、「当事者の一方が、自己自身の文言およびその他の行為または相手方の文言およびその他の行為の意味に関して有している理解で表示されていないものは、次の場合には契約の成立について重要であるが、他の場合には重要でない⁽³³⁾」として、3つの場合をあげる。第1の場合には、「一方当事者の意思表示が確定できずまたは曖昧であり、右当事者において、当該表示が相手方に対し、自分自身がこれに付すものと異なる意味を帯びうることを知りうべき理由がないとき

は、当該表示は、相手方がこれに同一の意味を付する場合にかぎり、契約の成立について効力を生ずる⁽³⁴⁾」場合である。第2の場合は、両当事者が、「一方当事者の表示が確定できずまたは曖昧であることを知りまたは知りうべき理由がある場合において、当事者が当該表示に対して互に異なる意味を付するときは、この相違のために右の確定できないまたは曖昧な表示は、申込または承諾としての効力を妨げられる⁽³⁵⁾」場合である。第3の場合は、「一方当事者のいずれかにおいて、相手方の文言またはその他の行為によって表示されたものが、相手方の真意でないことを知っているときは、かかる認識は、右の文言またはその他の行為が、申込または承諾として効力を有することを妨げる⁽³⁶⁾」場合である。

アメリカ法上注目すべきは、この第3の場合である。一方当事者の表示に一つの意味しか付しえない場合は、きわめて例外的なこの第3の場合に、とくに右当事者の内心の意思が重要性を帯びてくる。当事者の意思表示が複数可能である場合は、そのいずれの意味に解釈するかを決定しなければならないが、この場合英米法において注意すべきことは、当該意思表示に相手方が特定の意味を付していることを知っているか、または、知らないことにつき過失のある当事者は、右の特定の意味にしたがって拘束される、すなわち、契約法の客観理論 (objective theory) にしたがって拘束される点である。これに対し、意思表示を別に不明瞭と考えるべき理由がない場合は、当事者はその普通の意味を主張しうるのであり、相手方の考えていた特別の意味によって拘束されることはない⁽³⁷⁾。ここから先は、第2段階としての契約の解釈の問題となる⁽³⁸⁾。

このように、アメリカ法的解決のもとでは、表示主義ないし客観理論にしたがって契約の成立に関する問題を処理するのを原則とするが、しかし実際には、信義誠実 (good faith) ないしは契約締結上の過失 (culpa in contrahendo) に関する概念が、表示主義ないし客観理論を適用するさいのジャスティフィケーション (正当化事由) を与えていることが多い。

(33) Restatement of the Law of Contracts §71 (1932).

- (34) *Id.* at (a). *Raffles v. Wichelhaus*, [1864] 2 H. & C. 906; *Kyle v. Kavanagh*, 103 Mass. 356, 4 Am. Rep. 560; *St. Lucie Co. Bank & Tr. Co. v. Aylin*, 94 Fla. 528, 114 S. 438; *Arentz v. Morse Dry Dock Co.*, 249 N. Y. 439, 164 N. E. 342.
- (35) *Restatement*, *op. cit.* *supra* note 32. at (b). *Falck v. Willams*, [1900] A. C. 176; *Cage v. Black*, 97 Ark. 613, 134 S. W. 942; *Stong v. Lane*, 66 Minn. 94, 68 N. W. 765; *Sciren v. Hindley*, [1913] 3 K. B. 564.
- (36) *Restatement*, *op. cit.* *supra* note 32, at (c). *Geremia v. Boyarsky*, 107 Conn. 387, 140 A. 749; *Tamplin v. James*, 15 Ch Div. 215.
- (37) *c. f.* *Frigiliment Importing Co. v. B. N. S. Int'l Sales Corp.*, 190 F. Supp. 116 (S. D. N. Y. 1960). 本件は、契約文言中の「鶏肉」(chicken)の意味が争われた事案である。買主Xの方では、「鶏肉」はブロイルとフライに適したひな鶏を意味すると思ってその注文をしたところ、送らたてきた肉はシチュー用の鶏肉と鳥肉(fowl)であったため、保証違反を理由として提訴したのに対し、Yの方では、「鶏肉」はいわゆるシチュー用の鶏肉や鳥肉と称されているものも含んだいかなる種類の鳥をも意味する、と主張した。合衆国地方裁判所は、「Xの主観的意思是、もしそれが「鶏肉」の客観的意味に合致していなければ、重要ではない。本件では、鶏肉という文言、辞典の意味、契約書が少なくとも間接的に言及した農務省規則の定義、少なくともいくつかの取引慣行、市場の実態、および、Xの代表者が述べたことに合致していた」と判示して、Xの請求を棄却した。かかる事例が示すごとく、契約は表示行為によって生じた合理的期待(reasonable expectation)を保護することを目的とする。したがって、契約の解釈の目標は、表示行為によって生じた合理的期待が何であったかを明らかにすることである。その合理的期待とは、具体的事情のもとにおいて表示者が意図したものとして、その表示行為が合理的人間たる表示受領者に対して意味したことであり、契約の解釈は、かかる社会的意味を明らかにすることにはかならない。川島武宣「法律行為」法学セミナー1956年12月号11~15頁(これは、アメリカ社会学の方法による新しい研究として注目された。星野英一「1960年代・法の将来と課題(民法・財産法)」ジュリスト193号37~38頁(1960))。したがって、契約の解釈は、表意者の内心の意思とは無関係に、あくまでも、表示行為の客観的な意味によって行なわれる。
- (38) 司法過程(judicial process)というものは、純粹に機械的な作用、すなわち、客観的に発見された小前提(事実)を与えられた大前提(法)にあてはめて、機械的な三段論法によって判決という結論を出す過程だけではない。A. T. von Mehren, *The Judicial Process: A Comparative Analysis*, in *The Civil Law System* 821~823 (1957); J. Frank, *Law and the Modern Mind* 8

(1930). 英米法におけるインタープリテイション (interpretation) とコンストラクション (construction) の区別は、かかる司法過程の性質の認識に基づく考え方の現われであり、かかる区別は、ホームズ (O. W. Holmes) において、すでになされていた。ホームズは、約束によって意図された結果が何であるか、換言すれば、何が契約違反になるかは、インタープリテイションとコントラクションの問題であるとして、後者につき次のように説明する。「コントラクションの機能そのものは、明示的に表示または行為されたことから、両当事者の意思のもとでは明確でない法的結果に関して、もしそれらの法的結果が考慮されたならば述べたであろうことを、決定することである」と。O. W. Holmes, *The Common Law* 237 (1881, Howe's ed. 1967). コービンやパターソン (E. W. Patterson) もかかる前提に立つて、インタープリテイションとは他人によって用いられた表現のシンボルにある人が一つの意味を与える過程であり (3 *Corbin on Contracts* § 534 (1951)), 契約当事者によって用いられた記号の表現 (symbolic expressions) の意味を確定するための努力のプロセスを意味する (Patterson, *The Interpretation and Construction of Contracts*, 64 *Colum. L. Rev.* 833 (1964)) のに対し、コントラクションとは、契約の法的作用、すなわち、契約が裁判所や行政官の行為に及ぼす効果を決定することであり (Corbin, *id.*), 契約の文言と契約の前後の関係および当該状況に適用することができる法的政策から法的結論を引き出す過程である (Patterson, *id.* at 835) とする。その結果、伝達行為のインタープリテイションは、伝達行為の法的作用の決定のための準備作業として必要であり、コントラクションは、インタープリテイションと平行して行なわれることもあるが、インタープリテイションが全面的または部分的に不可能なときに行なわれることもある。なお、両者の区別に関して、穂積忠夫「法律行為の『解釈』の構造と機能」法学協会雑誌77巻6号603頁以下 (1961), 同78巻1号27頁以下 (1961)。道田信一郎「契約の解釈と対象、各国の裁判所と商事仲裁は契約をどう解釈するか——解釈過程の相違と対策(1)」法学論叢81巻2号1頁 (1967)。英米の文献に関しては、前掲の他、Z. Chafee Jr., *The Disorderly Conduct of Words*, 41 *Colum. L. Rev.* 381 (1941); G. Williams, *Language and the Law*, 61 *L. Q. Rev.* 71, 179, 293, 384 (1945), 62 *L. Q. Rev.* 387 (1946) 参照。

第5章 結 び

以上の考察から明らかであるように、英米法の中でも、イギリス法は、比較的意思想義ないし主観理論的傾向が強いものに対し、アメリカ法は、表示主

義ないし客観理論的傾向が強い。しかし、そのアメリカ法の場合においても、「合意が成立するかどうかは、表意者の内心の効果意思とは無関係に、あくまで表示行為の客観的な意味によって判断される⁽¹⁾」といった我妻説に代表される徹底した表示主義的立場は、とられていない。このことは、表示行為の客観的な意味だけによって合意の成立を判断することができない、ということを示唆していると思われる。契約においては、法は、社会の合理的期待 (reasonable expectation) と個人の意思決定の自由という二つの対立する要請の調整をせまられるのであり、意思主義ないし主観理論と表示主義ないし客観理論のいずれが正しいか、というふうに問題を考えるべきではない。⁽²⁾資本主義経済の基礎をなす商品流通を媒介する伝達行為に対する相手方ないし一般取引社会の信頼が高度化するにしたがい、その信頼を保護するため、⁽³⁾わが国を含めた大陸法系諸国においては、意思主義ないし主観理論を緩和化する法的措置がとられてきたのに対し、英米法系諸国においては、逆に表示主義ないし客観理論を緩和化する法的措置がとられてきた。その法的措置として、大陸法系諸国においては、表示主義ないし客観理論の援用という方向をとったのに対し、英米法系諸国においては、逆に意思主義ないし主観理論の援用という方向を形の上ではとってきた。しかし、両者が真に目指したものは、契約締結上の過失の法理その他の形をとった信義誠実の原則に基づく解決に他ならない。このことは、アメリカ法の場合にみられるごとく、表示主義ないし客観理論に基づく法制度の下においてさえも、契約締結上の法理その他の形をとった信義誠実の原則に訴える余地がいぜんとして存在していることを、示唆している。そして、かかる機能は、英米法においては、中世以来コモン・ローに伝統的な「関係理論」 (relational theory)⁽⁴⁾によって果されてきた、ということができると考える。

(1) 我妻栄「債権各論上巻」55～56頁(1954)。

(2) 川島武宜「民法総則」167頁(1965)。

(3) 川島、前掲(注2)166～167頁。

(4) R. Pound, Interpretations of Legal History 56～58 (1923); id., The Spirit of the Common Law 13～15 (1921)。

Misunderstanding in the Anglo-American Contract

This thesis deals with the study of misunderstanding or dissens in the formation of a contract in Anglo-American law in relation to Japanese law. The former, especially American law, we are told, has abandoned the will theory in favor of the objective theory of assent and in the latter, which is basically based on the Willensdogma, the prevailing views insist on applying the extreme objective theory in case of misunderstanding or dissens. This study shows, however, that even under the Anglo-American legal system based on the objective theory, there is still room for good faith and culpa in contrahendo doctrine. There should be much more room for such doctrines in Japanese law.